

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|             |  |      |       |
|-------------|--|------|-------|
| No          | 35   | 府省庁名 | 経済産業省 |
| 対象税目        | <input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（    ）  |      |       |
| 要望項目名       | 住宅ローン減税の拡充   |      |       |
| 要望内容（概要）    | 住宅の省エネ化の促進を通して、国際的で中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅ローン減税の控除対象借入限度額を引き上げる。  |      |       |
| 関係条文        | [ 地方税法附則第5条の4の2 ]  |      |       |
| 減収見込額       | （初年度） - （ - ）                    （平年度） - （ - ）                    （単位：百万円）   |      |       |
| 要望理由        | <p>（1）政策目的<br/>                     国際的で中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅の省エネ化を促進する。</p> <p>（2）施策の必要性<br/>                     地球温暖化対策基本法案は、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス排出量削減との目標を規定しているが、民生部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で1.3倍に増大しており、住宅・建築物分野における取組みが急務となっている。</p> <p>政府は、民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える新築の住宅・建築物の省エネ基準適合率を2020年度までに100%とする目標を掲げているが、新築住宅全体に占める省エネ基準（平成11年基準）適合率は5割程度と推定されるなど、現行の省エネ法に基づく取組をこれまで以上に強力に推進していく必要がある。</p> <p>このことから省エネ基準に適合した住宅の取得の拡大を達成するため、省エネに資する設備等の投資等に対する負担を住宅ローン減税の拡充により軽減していくことが必要。</p> |      |       |
| 本要望に対応する縮減案 | -  |      |       |

|                             |                        |  |
|-----------------------------|------------------------|--|
| 合理性                         | 政策体系における政策目的の位置付け      | 「日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）」において、2020 年までの目標として「ネットゼロエネルギーハウスの標準化」、「中古住宅の省エネリフォーム（現在の 2 倍程度）」、新築住宅における省エネ基準達成率 100%」を掲げている。<br><br>(政策評価体系における位置付け)<br>3. 資源エネルギー・環境政策 |
|                             | 政策の達成目標                | —  |
|                             | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間 | —  |
|                             | 同上の期間中の達成目標            | —  |
|                             | 政策目標の達成状況              | —  |
| 有効性                         | 要望の措置の適用見込み            | —  |
|                             | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | —  |
| 相当性                         | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | 住宅ローン減税の拡充（国税）   |
|                             | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —  |
|                             | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —  |
|                             | 要望の措置の妥当性              | —  |
| 税負担軽減措置等の適用実績               |                        | —  |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） |                        | —  |
| 前回要望時の達成目標                  |                        | —  |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 |                        | —  |
| これまでの要望経緯                   |                        | —  |